

平成18年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成18年6月16日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成18年6月16日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第27号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第28号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第29号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第30号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第31号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第34号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第35号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第36号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第37号 神領コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第38号 小松コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第39号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第40号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第41号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第28号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第29号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第30号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第31号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について

- 日程第7 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第34号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第35号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第36号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第37号 神領コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第38号 小松コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第39号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第40号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第41号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

出席議員（24名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	15番	黒田 壇豊君
16番	広田 清晴君	17番	魚原 満晴君
18番	富田 安英君	19番	木村 潔君
20番	中本 博明君	21番	平川 敏郎君
22番	田中隆太郎君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（1名）

23番 小田 貞利君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 平田富久代君

書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	財政課長 .....	奈良元正昭君
健康福祉部長 .....	馬野 正文君	産業建設部長 .....	岡村 春雄君
環境生活部長 .....	村田 章文君	政策企画課長 .....	中野 守雄君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	鍵本 一和君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） 小田議員から欠席、木村議員から遅刻の通告を受けております。

それでは昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．議案第27号

日程第2．議案第28号

日程第3．議案第29号

日程第4．議案第30号

日程第5．議案第31号

日程第6．議案第32号

日程第7．議案第33号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第27号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定についてから、日程第7、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。

本件7議案につきましては、周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として指定する議案であります。私は、当協議会の会長であり、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、久保副議長と議長を交代、退場いたします。よろしくお願いいたします。

暫時、休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第 27号から 31号までにつきまして一括して補足説明を申し上げます。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める 7つの施設におきまして、通所、介護事業を実施しておりますが、この事業の実施については、議案第 27号から 31号の 7つのうちのこれ 5つなのですが、27号から 31号文珠苑、高塔園、油田苑、和田苑、しらとり苑の 5施設を社会福祉法人、周防大島町社会福祉協議会に依頼をして管理運営をお願いをいたしております。

この事業は、要介護状態になった場合にも可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるようデイサービスセンターで通所による日常動作訓練、学習活動等を実施して、閉じこもりを防止するとともに心身機能の維持向上を図ることを目的として実施しているものでございます。本施設は介護保険制度の開始に伴い、通所介護事業を実施するため、旧町の社会福祉協議会に管理運営を委託した経緯もありまして、地域住民との関連も考慮に入れまして、周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に、非公募により 非公募により周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定管理の期間につきましては、介護保険計画が 3年ごとに見直しを行うということになっておりますことから、その計画に指定管理機関をあわせるということにして、平成 18年 9月 1日から 21年 3月 31日までの 2年 7カ月とすることを考えております。

濟いませんが、今議案の中でございますが、議案の 27号の中でデイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定の補足説明をいたしましたのですが、その文珠苑の文字の訂正をさせていただきたいと思っております。条例集の中において誤った文字が使われているということが判明いたしましたので、おわびを申し上げ、ここで訂正の説明をさせていただきます。周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例第 3条の名称及び位置の条文におきまして、デイサービスセンター文珠苑の「珠」の文字が本来ならばたまへんというんですかね、たまへの珠になるはずなのが、特殊の「殊」の文字になっておることが判明いたしました。したがって、今回、指定管理者の指定をする議案提出に当たりまして、明らかに誤字であるということございまして、本来のたまへの文珠の「珠」ですね。たまへの珠を使用した文珠苑という文字で提案させていただいておりますので御理解を賜りたいと思っております。

それでは、次に議案第 32号、33号について補足説明を申し上げます。現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する 2施設につきましては、周防大島町社会福祉協議会に

依託し管理運営を行っております。この事業は高齢等のため在宅生活に不安のある者に対しまして、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置し、利用者に対して相談、助言を行うものでございます。本施設においては、生きがい活動支援通所事業も実施しておりまして、旧町の社会福祉協議会に管理運営を委託しておりました経緯もありまして、また入居者と社会福祉協議会職員との関連も考慮に入れ、非公募により周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定管理の期間につきましては、当初7カ月、以後1年ごとに更新するという考えであります。高齢者生活福祉センターについては、国の定める要綱で、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託できるというふうになっておりまして、今後も国の要綱に沿った形で指定管理者の選定を行うということで考えております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。議案第27号、質疑はありますか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 今度は非公募で、今の社協の方に運営を任ずということになるんですが、社会福祉協議会のそれぞれの収支をきちっとお示しを願ったらいんじゃないかというふうに思っております。今まで社協の方の内容については、町の監査が入っていくというふうになるうかと思うんですが、今後は、これは町の監査が入って調べるというわけにはいかなくなるんじゃないかというふうに思っているんですが、そこら辺のところはいかがですか。

副議長（久保 雅己君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 社協と町の監査との関係ですけども、社協全体の収支なりの監査につきましては、社協の監事さんが行うようになるうかと思えます。町が補助金、今年度も予算計上しておりますけども、その補助に対する監査については町の方から行うことは可能というふうに理解しております。

副議長（久保 雅己君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 町の補助金については町の方から監査が入るということですが、非公募という形をとる。いろんな今の指定管理者の方の決算については、私らがなかなか知る機会がなかろうというふうに思っておるんで、もし非公募という形で指定管理者を指定するについては、その都度、その団体の収支を明らかにしていただければ大変いいんじゃないかというふうに思っておりますが、そこら辺はいかがですか。

副議長（久保 雅己君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 指定管理者制度につきましては、その都度決算なりという状況、指

定する 非公募にしる、その協議の段階で収支の見通しとか、そういったことについては提出をしていただきますし、その都度指定、毎年度決算といいますが、監査、決算の報告等もいただくようになろうかと思えます。そこらあたりでチェックが入るといふふうに理解しております。

副議長（久保 雅己君） 荒川議員。

議員（５番 荒川 政義君） それは、年度末の決算についてはそれでいいんですが、私が言うのは、非公募で指定管理する前に、きちっとその団体について決算書があれば、きちっとそれを示していただいた方が私らも、こういうところへ任せて大丈夫かとかいろいろあるかと思うんですよね。だから、そこら辺は町の方で判断していただければいいんですが、私としては非公募という形をとる上では、きちっとしたこういう決算書を持ってる団体ですよということがわかった方が安心ができるんじゃないかなあというふうに思っておるんで、もしできれば、それは後日でもいいんですが、きちっとした資料を提出していただければいいというふうに思っております。

以上です。いいですよ、これは。

副議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今から２７号から一括上程になって、実際的に指定管理料が発生する部分と実際的に指定管理料が発生しない部分、これがあるというふうに考えております。一括して、答弁でいいんですが、実際的に指定管理料が発生しない非公募、それと指定管理料が発生する非公募という区分けでね、実際報告ちょっと求めておきたいというふうに思います。

副議長（久保 雅己君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 指定管理料が発生しない部分につきましては、デイサービスセンター、すべてであります。これらは、介護保険の介護給付費で運営賄うということで、その中で管理料も出していただくということにしております。指定管理料を伴うものは、高齢者生活福祉センター２施設であります。

副議長（久保 雅己君） 広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今答弁がありましたように、指定管理料の発生しない、いわゆる非公募の、いわゆるデイの場合ですが、デイサービスセンターの場合ですが、実際的に例えば利用者が少ないとかいうことによって、実際的に３年間であれ、変動が起こり得る可能性があるんじゃないかという点が私としては危惧されるわけです。

例えば、通常なら、いわゆる介護保険等の中で運営できるという格好の中で指定管理料は発生しないわけなんですね。しかし実際的にペイできないということになれば、その間の中で、いわゆる変更が起こる可能性があるんじゃないかと。いわゆる存続、いわゆる指定管理そのものの存続、その施設の存続ですよ、いうなれば。そういう場合が発生し得る可能性があるんじゃないかという点が危惧としてあるわけです。基本的に３カ年ですが、その間に発生し得る施設という場

合に、どういう方向性があるのか、その中で。そのときは、その都度協議ということになるのかどうか、その辺ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

副議長（久保 雅己君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） デイサービスセンターで利用者が少なくて、介護の給付費が入らない、少ないということで、運営が厳しくなるんじゃないかということですが、今のところ、そういう事態はないわけですが、実は社会福祉協議会の決算書を見ますと、デイサービス部分で、赤字部分というのは出ておる施設もあります。それはまた黒字部分から賄っていくということでやっているようです。

一応、今回非公募にしたということで、今後、原則公募ということですから、公募に向けまして、これから社会福祉協議会もまた施設の運営に対する経営改革、そういうものもまた変化するという事も考えられます。また、その経営改革に基づいてサービスの提供もよくなるんじゃないかというふうに、そういうことも期待して今回は非公募ということでやらせてもらっておりますが、今後はまた公募に向けましてまた経営努力をしていただきたいというふうに考えております。

副議長（久保 雅己君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、私は、今回のデイサービス等今提案されとる部分には、逆に先ほど執行部が報告されたように、実際的には社会福祉協議会がよりベターな団体ではなからうかという認識を持っております。といいますのが、社会福祉協議会自身も、かなり厳しい状況を迫られているのは事実なんです。今年度の当初予算見ても御承知のとおりだというふうに思っておりますが、実際的に私はこういういろんな言うなれば企業努力だけを求めると、逆に、いわゆる衰退していく可能性がある部分が、こういう施設に入るといふふうに考えておるんです。そういう点から質疑をした次第であります。

以上で終わります。

副議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

議案第30号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決を行います。議案第27号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決を行います。議案第28号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第29号、討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決を行います。議案第29号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。本案は可決されました。



議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決を行います。議案第30号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第31号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決を行います。議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（久保 雅己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、地方自治法第117条の除斥に該当する7議案が終了しましたので、新山議長の入場を許し、議長を交代します。

暫時、休憩します。

午前 9 時 49 分休憩

.....  
午前 9 時 50 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8 . 議案第 3 4 号

日程第 9 . 議案第 3 5 号

日程第 1 0 . 議案第 3 6 号

日程第 1 1 . 議案第 3 7 号

日程第 1 2 . 議案第 3 8 号

日程第 1 3 . 議案第 3 9 号

日程第 1 4 . 議案第 4 0 号

日程第 1 5 . 議案第 4 1 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 8、議案第 3 4 号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、日程第 1 5、議案第 4 1 号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 3 4 号、3 5 号につきまして補足説明を申し上げます。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定めております 7 施設におきまして通所介護事業を実施しておりますが、そのうちの 2 施設につきましては、議案第 3 4 号の福寿苑については社会福祉法人茲光福祉会、議案第 3 5 号につきましては社会福祉法人白寿苑に経営委託をして管理運営を行っております。

この事業は要介護状態になった場合にも可能な限り居宅で自立できるような生活を送れるということを目的としたデイサービスセンターであります。このような本施設は介護制度の開始に伴いまして通所介護事業を実施するため、社会福祉法人茲光福祉会と同じく社会福祉法人白寿苑に管理運営を委託して始めたという経緯もありまして、また地域住民との関連も考慮に入れ、非公募により茲光福祉会、白寿苑をそれぞれ指定管理者に指定しようとするものでございます。指定管理の期間につきましては、介護保険計画が 3 年ごとの見直しということでございますから、その計画期間にあわせまして、平成 1 8 年の 9 月 1 日から 2 1 年の 3 月 3 1 日までの 2 年 7 カ月を指定期間とするように考えております。

次に、議案 3 6 号、3 7 号、3 8 号の補足説明を申し上げます。まず、3 6 号でございますが、

屋代山泉センターの指定管理者の指定でございます。本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定めます屋代山泉センターの指定管理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。この施設は、施設が位置するコミュニティ組織の屋代山泉地区、コミュニティ会に管理依託をいたしてありまして、施設の設置目的からも、これからも引き続き屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者として指定することが最善であるというふうに判断し、提案させていただいております。なお、期間につきましては、平成18年の9月1日から23年3月31日までというふうに考えております。

同じく37号の神領コミュニティセンターでございますが、36号同様コミュニティ組織神領共和会の区域に位置してありまして、現在管理依託をお願いしております。また、コミュニティ活動の拠点ともなっているところでございまして、引き続き神領共和会を指定管理者に指定したいという提案でございます。指定期間は36号と同様でございます。

議案38号でございますが、小松コミュニティセンターの指定管理者の指定管理でございます。小松コミュニティセンター運営委員会は、施設の建設にあわせ、施設の管理運営を目的に設立された組織でございます。コミュニティ活動の一助をなしておるところでございます。本町は、現在管理依託をお願いしておりますが、引き続き指定管理者として指定させていただきたいと考えております。期間につきましては、36号と同じく平成23年3月31日までといたしております。

次に、議案39号、40号、41号につきまして補足説明を申し上げます。安高地区の農事集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本案は、旧橋町の安高地区に設置してあります農事集会所の管理及び運営について、周防大島町立農事集会所条例第6条の規定に基づきまして、施設の所在する行政区、自治会でございますが、これに管理を指定しようとするものでございます。また、当施設は設置当初より、地元自治会により管理運営が行われ、管理費や運営費に関しましても、すべて地元自治会で賄われており、今後におきましても、これを継続していくことが望ましいということで、指定管理者として非公募により選定しようとするものでございます。

次に議案第40号でございますが、正分地区の同じく農事集会所でございます。この施設も設置当初より地元の正分地区という自治会に管理運営を行わせてありまして、議案第39号と同様に、非公募により正分自治会に指定管理をしようとするものでございます。

議案第41号も同じでございますが、鹿家地区の農事集会所でございます。鹿家地区に指定管理をしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第34号、質疑はありませんか。荒川議員。

議員（５番 荒川 政義君） 先ほどもちょっとお願いしたんですが、やはり既存の社会福祉法人に指定管理をお願いするということでございますので、できれば、この収支決算書がわかれば、事前にお示しをお願いしたいと思います。３５も同じです。

議長（新山 玄雄君） 答弁。奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、この施設管理等の依頼をお願いしてる分、ここについては町としても監査することは可能だろうと思いますが、社会福祉法人全体の監査ということになりますと、その社会福祉法人の方の監査をされますから、その監査結果をいただいて公表できるそこらあたりは先方との協議になろうかと思えますけれども、そういった調整。ですから、今回の議案のデイサービスセンターの自体の維持管理に係る決算、監査と申しますか、それについては、町としても監査すること可能ですから、その資料は当然指定管理にすれば、事前の協議の段階での収支の見通し、やはり先ほど申し上げましたけれども、収支の見通し、それから決算の状況等はこちらに報告があるというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（５番 荒川 政義君） 例えば、公募の場合は、その公募した団体の収支決算書とかというのは、全部見るわけやろ。公募した場合は、どういうふうな経営状態かというのがわからんにゃ、指定管理しようと思ってもちょっとまずいのうというようなことがわからんじゃないですか。これ非公募ということが、それは既存の既にはあやってるところからやるのが一番いいというふうに判断されたから非公募にされたというふうに思うんですが、だから、非公募にしたけえといっても、その社会福祉法人の運営状況というか、経営状況がどういう状況になってるかというのを、やはりきちっと議会の方に示していただくんがいいんじゃないかなというふうには思うんですがね、いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。１５分まで休憩します。

午前９時５９分休憩

午前１０時１５分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。先ほど荒川議員の質問に対して答弁留保の申し出がございました。その理由について助役から説明を願います。

助役（椎木 巧君） 指定管理者の選定でございますが、公募であれ、非公募であれ、当然選定をするわけでございますが、いずれにしましても、その指定管理をする団体が確実にその指定管理者として業務を遂行できるかどうかということが一番大きな選定する理由になると思えます。

それで、今の御質問は、そういう非公募で指定管理を受ける団体が本当に確実な団体であるかどうかの判断として、例えば全体の法人の決算書等が出せないかという御質問であったと思いま

す。それで、今回の場合でいいますと、指定管理をするのはその法人全体の事業のうちのごく一部を指定管理しようということをごさいます、それによって全体の決算等が出せるのかどうか。また、その選定の中で必ず決算をとるかどうかということもあります。そういうことが少し微妙なところに絡んできますので、これがこの答弁によりまして、法人もあります。法人というのは例えば財団、または社団とかというような法人もありますし、民間の株式会社等もあります。また、指定管理者については任意の団体でもいいということになっておりますので、そこらあたりもかねまして、もう少し正確な答弁をしたいと思しますので少し時間をいただきたいということをごさいます。

議長（新山 玄雄君） 今、助役から説明がありましたが、そのような取り計らいでよろしゅうございましょうか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議会運営の理屈として、基本的な考え方をちょっと質疑の中でやっておきたいというふうに思います。議会議員から基本的に答弁留保という場合が発生した場合は、当然採決は、いわゆるその答弁が出てから基本的には採決する。これが議会ルールなんですよ。

議長においては、今質問にかかわる34号と35号については当然ルールとして最終日採決ということを取り扱うべきだと。これが議会と執行部の議会ルールであります。その点をきっちりしとってください。

議長（新山 玄雄君） 暫時、休憩します。

午前10時18分休憩

.....  
午前10時21分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開いたします。

ただいま答弁留保ということがございました。それに伴いまして議案第34号と議案第35号は、その答弁をもらってから採決するということにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

それでは、次に議案第36号に移ります。

議案第36号、質疑はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） これは新規の集会所というふうに私どもはとらえてるわけですが、この指定管理をされるその地域の住民の方々が、今までずっと管理運営をしてこられたというふうに思っております。この町が指定管理で新たに指定をされた場合、その町とのかかわりがど

ういうふうになるかというのが大変心配なわけです。

例えば、極端な例ですが、例えば台風で一部が破損したというようなことが起こった場合は、町はどういうかわりを持っていくか。あるいは不測の事故が起こった場合、あるいは不測の予期せんことが起こった場合には、どういうふうに町がかかわっていくかというのが、非常に地域の住民にとっては気になる部分だろうというふうに思ってるんですが、そのことについて町はどういうふうな見解を持っているかお示しをお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） こういった今回の指定管理の地域の集会所等の考え方ですけども、今おっしゃった台風災害等につきましては、町の方で、公の施設ですから保険を掛けております。ですから、それで保険対応で修繕という格好になるかと思えます。それから、不測の事態というのがどういったことがあれでしょうが、公の施設について例えば施設に瑕疵があって事故があったというような場合は、町の総合賠償保証保険ですか、というのに加入しておりますから、そこらの保証があるというふうに理解しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） すべて36号から41号まで、それぞれ既存の、いわゆる団体、いわゆる地域を管理、今までずっと管理しよるところを実際的に指定管理対象者ということで行われとるわけなんです、それぞれ管理、いわゆる各運営するに当たっての、いわゆる何ていいますか、運営事項なりあると思えます。

それで、それぞれ運営委員会の中で所在地をどことするという格好になっとるんじゃないかと思えます。その辺で、所在地について各地区とも基本的には地番をらんこにずっと提出しとるんですか。それとも、所在地をきちっと決めて、例えば所在地は、いわゆるコミュニティ委員会その所在地とするという格好になっとるかどうなのか、そこちょっとあいまいなんです。例えば、よく聞かれるのが、東屋代なら、一番最初ね、東屋代ならどこに存在するんかということになります。そうする場合に、いわゆる設置場所が、あれなら当然地番等が入るとるというふうに思うんですが、その点について若干聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。設置場所については、もちろん施設はそこにあるところでございますが、会長宅ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、そうすると、会長宅ということで、こういう大ざっぱといえば御無礼じゃが、基本的にはそういう書き方と。だから、所在地はあくまで地番が確定しないという解釈ということでありませぬ。 いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第37号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ここはもうちょっと自治会ということが出たので、ここでお聞きしようと思って待ちよったんですが、今まででもそうでしたけども、いわゆる民間、いろんな団体に今指定管理をさせるわけですが、例えば自治会長というのは議員も自治会長をやることがあるとと思うんですが、そういうふうに、先ほど社協のときは議長さんが代表ということで問題なかったんでいいんだろうと思うんですが、議員が自治会長やりよるところでも問題はないというふうにとらえていいんですかね。逆に、そういうところ議員が自治会長やってもいいのかわか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） そういったケースについても問題はないと思っております。

議長（新山 玄雄君） 議案第39号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。議案第35、35は飛ばしますね。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第36号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第37号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第38号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第39号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第40号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第41号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。本日はこれにて散会いたします。次の議会は一般質問の状況を見て、一般質問がたくさんあれば22日、一般質問が少なければ23日ということにいたしたいと思います。一般質問の状況を見て。（発言する者あり）12日に。（発言する者あり）そういう、議運ではそういうお話だったと思うんですが。（発言する者あり）まだ基準を決めておりませんが、状況を見て、議運の委員長さんなり御相談して決めたいと思いますのでよろしく。

今、事務局からありましたが、23日で招集して、多ければ延長してやるということもありますが、いかがでございましょうか。どちらが（発言する者あり）それじゃ、議長と議運の委員長にお任せいただきたいと思います。ちゃんとわかるように徹底をいたしますのでよろしく願いいたします。

次の議会は、22日の9時半ということでよろしく願いいたします。修正という場合もありますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それでは、本日の会議は全部議了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立お願いします。一同、礼。

午前10時33分散会